

## 第20回規制改革推進会議投資等WG(令和2年10月5日)における意見概要

- 許諾推定に、「権利者が別途の意思表示をしていなければ」とあるが、意思表示は口頭でも良いため、この書きぶりでは非常に不安定。確固たる書面等の証拠が無ければ、「言った、言わない」の世界になる。「放送の許諾時に確固たる意思表示の証拠が無ければ、同時配信も許諾したこととする」くらいの書き方にしなければ、不十分ではないか。
- 許諾の推定には様々なアプローチがあり、一つは、正当な理由の有無という実体法上で境界線を引くというやり方、もう一つは、特定の窓口で受けた場合に限り意思表示があったとする、プロセスで明確化するやり方がある。いずれにしても放送・配信後に許諾の有無を巡って紛争が起こらず現場が回るよう、詳細を詰めなければならない。放送事業者に少しでも刑事罰のリスクがあると使えないでの、刑事罰にならないことを明確化すべき。
- (許諾推定について、)放送・配信後に覆されるということが起こると、今回やろうとしていることが根底から崩れる。しっかりとした基準を作つて万人に分かるものにしていただきたい。不安なところが残ると、放送事業者もなかなか踏み込めない。
- 今回提案されたアウトサイダーの報酬請求権化は、補償金付き権利制限規定は、6月の議論で放送事業者から反対の意見があった補償金付権利制限規定とどこが違うのか。制度改正に当たっては、放送事業者の意見をよく聞きながら進めるべき。
- 見逃し配信はしっかりと、(同時配信等に)含めていただきたい。現状は、非常に高額な機器を買って見逃しに対処している状況。国民目線で検討をお願いしたい。
- 裁定制度は、権利処理をデジタル化する大きな第一歩にして欲しい。誰がどの権利を持っているかを「見える化」することが、これからの裁定制度に表れてくる。また、裁定制度を使わなくとも、当事者間で権利情報がデジタル情報で分かるようになるところまで実現して欲しい。
- ネット配信というパイを広げて、対価の分配を実現させれば、本来、国民・権利者・放送事業者がWin-Winとなる。その点を権利者にも理解いただき、懸念を払しょくするためにも、文化庁、総務省、放送事業者が一丸となって調整を行うことが不可欠。
- 無料配信だけでは大幅にパイは増えないと考えられるため、有料配信を殊更に対象から外すという提案は、Win-Winに対してネガティブ。期間で区切るのであれば分かること、有料・無料という区切り方を今の段階で行うのは、よく考えたほうがいい。
- 大方針は決まったが、文化庁と総務省が協議をしたうえで専門家によく相談して、細部に間違いが無いようにしてもらいたい。また、どういうビジネスモデルになるのか分からない部分があるので、将来にかけて制約を掛けないよう、開かれた制度にするべき。
- 今回の文化庁からの提案は1つの合理的な案だと思うが、運用してみた後でも不具合を修正できるよう2~3年後に見直す機会を設けるべき。